

平成22年4月2日
事務連絡

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成22年度工賃倍増5か年計画支援事業の実施方法等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、工賃倍増5か年計画支援事業の実施にあたっては、「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」（平成19年7月6日付け障発第0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、実施していただいているところではありますが、平成22年度の事業実施にあたり、その具体的な実施方法等について、別添のとおり定めましたので、お知らせします。

各都道府県におかれましては、これを踏まえ、本事業の積極的な実施に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

照会先

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
就労支援係

TEL：03-5253-1111（内線3044）

FAX：03-3591-8914

**工賃倍増 5 年計画支援事業の各事業の
実施方法等について**

1 事業の実施にあたって

障害者が経済的に自立していくためには、障害年金等とともに、就労が可能な障害者について一般企業への就労を広げていくことや、福祉施設で働く障害者の「工賃」を引き上げていくことが重要であると考えています。

しかしながら、工賃の引き上げについては、福祉施設において、商品開発や市場開拓など経営のノウハウが十分でないなど、まだまだ多くの課題を抱えているところです。

そこで、平成19年度から、各都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定し、工賃の引き上げに向けて取り組むとともに、国としても、その取組を支援しているところです。

平成22年度予算におきましては、工賃倍増5か年計画支援事業における今までの取組による実績や、昨年11月の行政刷新会議における「事業仕分け」の指摘を踏まえ、より効果的に事業を実施する観点から、新たに、複数の事業所が協働して受注や品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備に係る事業（定額（10/10相当））を盛り込む等、見直しを行い、以下の事業内容としたところです。

(1) 意識改革

- ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業
- ② 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

(2) 人材派遣

工賃アップ取組事業所経営改善支援事業（経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援）

(3) 効果的取組の推進

- ① 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備に係る事業
- ② 工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会（好事例発表・展示・即売会の開催）

(4) 情報提供

インターネットを活用した工賃倍増5か年計画の情報の提供

- ※ (1)②・(2)・(4)の補助率：1/2（国1/2、都道府県1/2（基本事業（既存）））
(1)①・(3)の補助率：定額（10/10相当（特別事業（新規）））

これらの事業実施にあたっては、「2 各事業の実施方法等」にある事業の目的等を踏まえ、各都道府県において創意工夫を凝らし、各事業を組み合わせ実施する等、より効果的な工賃倍増5か年計画支援事業の実施に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

2 各事業の実施方法等

(1) 意識改革

① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

ア 目的

工賃引き上げの取組に未着手な事業所経営者等を対象として、経営意識の向上等を図ることにより、工賃引き上げの取組を促進させることを目的とする。

イ 事業内容の例

事業所経営者等に対する連続形式の研修実施により、事業所の課題認識や意識を高めるなど、教育的なプログラムによる研修等の実施

- ・ 工賃引き上げの取組が未実施な事業所に対する意識啓発
- ・ 自らの事業所における経営課題の認識
- ・ 組織運営とマネジメントの分析
- ・ マーケティング（市場の把握、商品開発、販路選択、販売促進）の基礎について学習
- ・ 成功事例（工賃引き上げを果たしている事業所の取組）の紹介、事例分析（自らの事業所運営に応用できる方策の検討）
- ・ 自らの事業所の現状を踏まえた工賃引き上げ計画策定
- ・ 計画提出、発表、施設見学、企業見学など、参加型、体験型の研修内容の盛り込み
- ・ 参加者同士のディスカッション、意見交換
- ・ 研修終了一定期間経過後のフォローアップ、検証

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 受講対象者は、事業所の経営者（注）、サービス管理責任者を対象とすること。

（注）「事業所の経営者」とは、施設長、法人の長など、経営権を持つ者を指す。

- ・ 本事業を実施するにあたり、「(1) ②ア 事業所職員の人材育成のための研修等」を併せて実施する場合、当該二事業の国庫補助率が異なることから、実施計画（注）において、カリキュラムや経費等を区分すること。

（注）実施計画に係る書式等は「内示額にかかる協議依頼」で別途通知する。以下の実施計画についても同様。

※ 参考資料1

- ・ 事業所経営者のための経営意識の向上研修等のプログラム例（1-1）
- ・ 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事例（1-2）

② 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入） のための研修等に係る事業

ア 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のた めの研修等

（ア）目的

職業指導員等の直接処遇職員に対し、企業の作業手法や生産方法に
関する研修等を実施し、職員のスキルアップを目的とする。

（イ）事業内容の例

- ・ 単なる座学に留まらず、施設見学、企業見学などの体験型、ビジ
ネスプラン作成などの参加型の研修
- ・ 工賃引き上げに積極的に取り組む事業所の職員や障害者雇用を積
極的に実施する企業などの企業関係者を講師とした研修
- ・ ビジネスマナー（接客商談など）、営業手法、対応術、交渉術を
身につけるための研修
- ・ 事業所で抱える事業実施上の問題点について、課題分析、意見交
換（個々の事業所における事業の改善策を探るとともに、事業所同
士の連携も深める内容）等の研修

（ウ）実施にあたっての留意事項

工賃引き上げの取組は、事業所経営者と職員が一丸となり実施す
る必要があることから、本研修等の実施にあたっては、「（1）①
事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」と併せて企画す
る等、経営者の経営ビジョンを実現するために必要なスキルアップ
に関する内容等を充実させ、実施することが望ましいこと。

ただし、その場合は、当該二事業の国庫補助率が異なることから、
実施計画において、カリキュラムや経費等を区分すること。

※ 参考資料2

事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修事例

イ 研修等コーディネート事業

（ア）目的

研修等のコーディネートにより、事業を効果的かつ円滑に実施す
ることを目的とする。

（イ）事業内容

研修等事業実施に係る職員を配置し、研修等の企画、関係機関等と
の調整を実施する。

（ウ）実施にあたっての留意事項

- ・ 本事業の実施にあたっては、都道府県が自ら実施するほか、社会
福祉法人等に事業委託し実施する場合も補助の対象であること。

ただし、法人等に事業を委託する場合であっても、研修等対象者や、研修等カリキュラムの選定など、研修等の企画に必ず都道府県の担当者が関与すること。

- ・ 本事業について、「(1) ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」を実施する際にも活用して差し支えないこと。

(2) 人材派遣

工賃アップ取組事業所経営改善支援事業

(経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援)

ア 目的

商品開発や市場開拓、作業効率の向上等、事業所の経営改善の取組を支援することを目的とする。

イ 事業内容の例

- ・ 工賃アップに取り組む事業所へ、経営コンサルタント、工賃アップの取組を実施し効果を上げている事業所職員及び企業OB等の派遣
- ・ 経営改善講座等を開催する場合の講師としての経営コンサルタント等の派遣（「(1) ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」及び「(1) ②ア 事業所職員の人材育成のための研修等」における研修等を除く）

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 新規に個々の事業所へ経営コンサルタント等を派遣する場合は、効果的な事業実施の観点から、「(1) ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」にて実施する研修等を事前に受講させることが望ましいこと。
- ・ 本事業の実施にあたっては、都道府県が自ら実施するほか、社会福祉法人等に事業委託し実施する場合も補助の対象であること。

※ 参考資料3

経営コンサルタント等を活用した好事例（事業の再編・新商品開発・販路拡大等）、派遣事業者一覧表（都道府県推薦による）

(3) 効果的取組の推進

① 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備に係る事業

ア 目的

利用者の工賃を引き上げるための取組は、個々の事業所では限界があり、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を目的とした取組を実施

することにより、安定的な受注が可能となり、工賃の引き上げに資するものと考えられる。

この複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」については、平成20年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）により社会福祉法人全国社会福祉協議会において研究・報告がなされ、この報告をもとに今般、全国社会就労センター協議会「共同受注窓口設置促進特別委員会」において、「共同受注窓口」に関するガイドラインが策定されたところである。

このガイドラインに沿い本事業を実施し、ガイドラインの検証を行い、ガイドラインの更なる充実を図ることを目的とする。

イ 事業内容

全国社会就労センター協議会作成の「共同受注窓口」に関するガイドライン（注）に沿い、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う機能を設け生産活動を実施し、ガイドラインの更なる充実を図る。

（注）「共同受注窓口」ガイドライン（別紙1）

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 事業は全国8か所（ブロックごとに1か所）で実施すること。
なお、同一ブロックにおいて、複数の都道府県が連携し、実施することも認めるものであること。
- ・ 事業実施にあたり、都道府県が、障害者の就労支援を行う関係団体、事業所と協議し、理念・目的の共有化を図った上で、これに賛同する事業所の主体的な参加を募る形が望ましいこと。
- ・ 事業実施においては、都道府県より実施計画を徴収し、厚生労働省において審査の上、選定を行う。

（詳細別紙2）

② 工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会 （好事例発表・展示・即売会の開催）

ア 目的

工賃引き上げに積極的な事業所の取組の好事例を、都道府県の域を超え、全国的に広く紹介することにより、工賃引き上げに向けた事業所の更なる取組に資すること、併せて、事業所の製品・サービスを紹介することにより、製品等の一層の普及を図ることを目的とする。

イ 事業内容

各都道府県下の工賃引き上げに積極的に取り組む事業所における成果（製品等、取組による効果）等について、各都道府県の共同により全国一か所（東京）で説明会を開催するとともに、併せて、製品等の展示・即売会（カタログ等による展示及び通信販売を含む）を開催する。

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 展示・即売会出展事例については、各都道府県において特に推薦するものとして3事例を選定すること。

- ・ 各都道府県において選定した事例について、厚生労働省において、有識者を含めた選定委員会により審査を行い、出展事例を選定する。
 - ・ 併せて、選定された出展事例の中から、説明会で発表する事例を選定する。
- (詳細別紙3)

(4) 情報提供

インターネットを活用した工賃倍増5か年計画の情報の提供

ア 目的

各都道府県における工賃倍増5か年計画の取組についての情報提供や、障害者が働く事業所の製品等の情報発信を積極的に実施することにより、事業所自らの工賃引き上げのための取組に資するとともに、事業所の製品等の周知・普及を図ることを目的とする。

イ 事業内容

各都道府県における工賃倍増5か年計画の取組等に関する情報提供・情報発信

- ・ 都道府県における各種取組内容
- ・ 事業所における各種取組内容
- ・ 事業所の工賃実績
- ・ 事業所の製品等に関する情報 等

ウ 実施にあたっての留意事項

インターネット掲載にあたっては、厚生労働省ホームページに各都道府県の情報に関するアドレスを貼り付け、利用者からのアクセスを簡素化し、多くの情報が得られるよう、利便性に配慮した情報提供等を考えていることから、各都道府県において、各種情報の内容・量、見やすさに配慮したホームページ等の作成について積極的に取り組まれない。

(厚生労働省ホームページへの掲載に関する具体的な実施方法については、別途通知)